

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N8亜型) の検出について (情報提供)

環境省から、北海道で回収された野鳥の糞便において高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型) が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ (H5N1) の発生への対応について」(平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号) 等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省報道発表資料

「野鳥等における鳥インフルエンザ (H5N1) の発生への対応について」
(平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000172035.pdf>